

## 富山県公安委員会の事務の委任に関する規則

道路交通法第 114条の 2 第 1 項の規定に基づき、富山県公安委員会の事務の委任に関する規則を次のように定める。

昭和42年10月16日

### 富山県公安委員会規則第 5 号

#### 富山県公安委員会の事務の委任に関する規則

富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 114条の 2 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる事務を富山県警察本部長に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案については、この限りでない。

- (1) 運転免許（以下「免許」という。）の保留
- (2) 免許の効力の停止
- (3) 前2号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取
- (4) 免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮
- (5) 仮免許の付与及び取消し

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和42年11月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、既に弁明の機会の付与に関する通知又は聴聞に関する通知若しくは公示がされている事案にかかる本則第 1 号から第 3 号までに掲げる事務については、なお従前の例による。
- 3 富山県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和39年富山県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（昭和60年12月 6 日公安委員会規則第10号）

この規則は、昭和61年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月30日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 6 年10月 1 日から施行する。